

# 訪問看護医療DX情報活用加算について

2024年（令和6年）の診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

算定開始日	令和8年6月1日
加算内容	訪問看護医療DX情報活用加算 50円 / 月（1回）
対象者	訪問看護管理療養費を算定する者（医療保険利用者）

## 【施設基準】

- 1 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
- 2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有している。
- 3 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
- 4 上記3の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している。

## 訪問看護ステーション は一と&はあと

〒567-0874 大阪府茨木市奈良町14-18 ドミール誠風101  
TEL. 072-624-8101